

三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付事業実施要綱

(目的)

第1条 長引く新型コロナウイルス感染症の影響及び昨今の原油や食材等の原材料価格等の高騰により、経済的に困窮していたひとり親世帯の生活は、一層厳しくなっている。このような状況を踏まえ、三重県内の低所得のひとり親世帯等に、予算の定めるところにより、生活応援事業による給付を実施することとし、その給付は、この要綱の定めるところによる。

(給付要件)

第2条 三重県（以下「県」という。）は、前条の目的を達成するため、次の各号のいずれにも該当する者（以下「給付対象者」という。）に対し、給付を実施する。

一 令和4年8月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給の決定が、令和4年11月30日までにある者（その全部を支給しないこととされている者を除く。）

二 次のいずれかに該当する者であること。

イ 令和4年10月31日（以下「基準日」という。）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき県の区域内に存する市町の住民基本台帳に記録されている者であって、基準日において県の区域内に住所を有している者

ロ 基準日において、児童扶養手当の受給に際し、真にやむを得ない理由があり、住民票を移さずに県内に住所を有している者

(給付金の額)

第3条 県は、給付対象者に対し、2万円に相当するプリペイド式電子マネー又は商品券（以下「電子マネー等」という。）を1回に限り給付する。

(給付方法及び給付方式)

第4条 県は、給付対象者に対し、前条に定める給付の意向確認を行う。

2 給付対象者は、前項の確認書を受けた際、給付の選択を届け出ることができる。

(給付決定の通知)

第5条 前条の届出による給付決定の通知は、給付対象者への電子マネー等の送付をもって通知とみなす。

(給付の届出が行われなかった場合等の取扱い)

第6条 県が第4条の規定による意向確認を行ったにもかかわらず、確認書に記載の期限内に給付対象者の届出が行われなかった場合は、給付対象者が給付を辞退したものとみなす。

2 県が前条の規定による給付決定を行った後、県が把握する給付対象者の宛先に、電子マネー等の送付先として郵送等を行う手続を行ったにもかかわらず、令和5年2月10日までに完了できない場合は、給付対象者が給付を辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第7条 県知事は、給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付を受けた者に対し、給付を行った電子マネー等の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱の実施のために必要な事項は、県知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月25日から施行し、令和4年10月19日から適用する。